**誓　　約　　書**

**（病院実習・研修用）**

川崎市立多摩病院

病院長　長島　悟郎　殿

　　　　　　年　　　月　　　日

学 校 名

学籍番号

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

私は、川崎市立多摩病院の実習・研修生として、下記事項を誓約します。

記

1. 当院の実習・研修指導者等の指示を遵守し、職場の秩序を乱す行為及び当院の業務に支障きたす行為を一切いたしません。また、実習・研修中は名札を必ず着用します。
2. 自身の健康管理に努め、心身ともに良好な状態で実習に臨みます。発熱、その他体調不良が生じた場合は、速やかに貴院実習指導者及び当校担任教員へ申し出ます。
3. 実習・研修に関して知り得た貴院の職員情報や診療情報等（電子カルテなどの電子情報に限らず広く職員、患者さんの個人情報を含む。以下「機密情報」という。）について個人情報保護に関する諸法令ならびに当院の「個人情報保護規程」等を遵守し、これらの規定に反して開示、取得、漏洩又は不正にアクセスする等の行為はいたしません。
4. SNS（ブログ、Twitter、LINE、Facebook、Instagram等ソーシャルネットワーキングサービス）の利用に際しても、機密情報、貴院の信頼を毀損する情報、患者さんや職員の権利を侵害する情報、守秘義務に抵触する情報等は投稿いたしません。
5. 貴院での実習・研修終了の際は、貴院から貸与・交付を受け、又は作成した貴院の機密情報を記録した一切の資料又はその複製物を直ちに貴院に返却します。
6. 実習・研修中及び終了後において、貴院に何らかの損害を与えた場合は、貴院が被った一切の損害を賠償いたします。
7. 実習開始前までに学校が指定する賠償責任保険に加入いたします（学校が加入する賠償責任保険または個人が加入する賠償責任保険のいずれかに加入）。

以　上

○個人情報保護規程（抄）

平成17年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の適正な取扱

いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示及び訂正を請求する権利を保障するこ

とにより、個人の権利利益の保護及び本学の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれ

かに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録)に記載さ

れ、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号

を除く。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、

それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、疾病、犯罪の経歴、

犯罪により害を被つた事実、その他本人に不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取

扱いに特に配慮を要するものとして、個人情報の保護に関する法律施行令第2条で定める記述等が含

まれる個人情報をいう。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をい

う。

(本学の責務)

第3条 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利利益及びプライ

バシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講ずるとともに教職員・学生及び教職員・学生以外の者で

本学の指揮監督を受けて職務、研修又は実習等に従事する者(以下「教職員・学生等」という。)の意

識啓発に努めるものとする。

(教職員・学生等の責務)

第4条 教職員・学生等は、法令及び本規程、その他本学が定める諸規則を遵守して、個人情報の正確

性、安全性の確保に努め、職務、研修又は実習等で知り得た個人情報を収集目的以外に流用し、又は

漏えい、流失、改ざん、毀損させてはならないものとし、当該職務、研修又は実習を退いた後も同様

とする。

2 前項に定める規定に違背した場合は、学生にあつては学則に基づき処分し、教職員にあつては教職

員勤務規則に基づき懲戒処分に付す。

（省略）

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（省略）

附 則

この規程の改正は、平成30年3月1日から施行する。